

一、紛議發生ノ場所 神田区司所二ノ二一
二、紛議發生並ニ解決年月日

昭和十一年九月十日發生
〃 〃 〃 十五日解決

三、事業五側

- (1) 名 稱 五十嵐自動車運送店
- (2) 工場所在地 神田区司所二ノ二一 (車庫)
- (3) 事業 主 五十嵐常次郎
- (4) 事業ノ種類 貨物自動車運輸
- (5) 資 本 金 二萬五千圓
- (6) 企業系統 ナシ
- (7) 使用労働者數 自動車運轉者 一一 助手 八
計 一九
- (8) 労働賃銀

運轉者最高月六五 最低五二

平均六〇

助手最高月一一 最低一〇

平均一一

- (9) 退職年當制度並ニ福利施設ノ有無 ナシ
- (10) 事業主ノ団体關係

東京神田自動車業組合

四、労働者側

- (1) 紛議参加者數 運轉者 九名
- (2) 参加者中組合加盟者數並ニ其ノ組合名 日本運輸交通労働組合 (全員)
- (3) 應援団体名 日本運輸交通労働組合

五、紛議發生原因

従業員 前田健太郎等後不テ待遇問題ニ関シ不幸ヲ抱

(2)